(7) Time-limit for tender : 16 : 00　2 August, 2012

(8) Contact point for the notice : Tadanobu Kamimura Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport, Takamatsu-shi Kagawa-Ken 760―8554 Japan. TEL 087―851―8061 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第24―1421―1号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　71、27

(2) 購入等件名及び数量　除染活動支援システムの開発　1式

(3) 調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限　平成24年12月28日

(5) 履行場所　日本原子力研究開発機構（詳細は仕様書による。）

(6) 入札方法　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において資格を有すると認められた者であること。

(4) 独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に一定の資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(7) 独立行政法人日本原子力研究開発機構が要求する技術条件を満たすことを証明できる者であること。

3　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松4番地49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第2課　伊東慎太郎　電話029―282―1122（代）　内線41054

(2) 入札説明会の日時及び場所　実施しない

(3) 入札書の受領期限　平成24年8月20日午後5時30分

(4) 開札の日時及び場所　平成24年8月27日午後2時00分　独立行政法人日本原子力研究開発機構　本部　入札室

4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

5　その他

(1) 契約手続に用いる言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

6　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Shuichi Zushi Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

(2) Classification of the products to be procured ; 71, 27

(3) Nature and quantity of the service required ; Development of decontamination operation supporting system, 1 set

(4) Delivery deadline ; until 28th, December, 2012

(5) Fulfillment place ; informed by Headquarters of Fukushima Partnership Operations, Japan Atomic Energy Agency,

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the examination of qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single Qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

(7) Time limit for tender ; 17 : 30, 20th, August, 2012.

(8) Contact point for the notice ; Shintaro Ito, Contract Section 2, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1122 (ex. 41054)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第24―1422―2号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　24

(2) 購入等件名及び数量　MMFインセルモニタの更新　1式

(3) 調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限　平成25年3月29日

(5) 納入場所　大洗研究開発センター　照射材料試験室建家

(6) 入札方法

①　総価で行う。

②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。